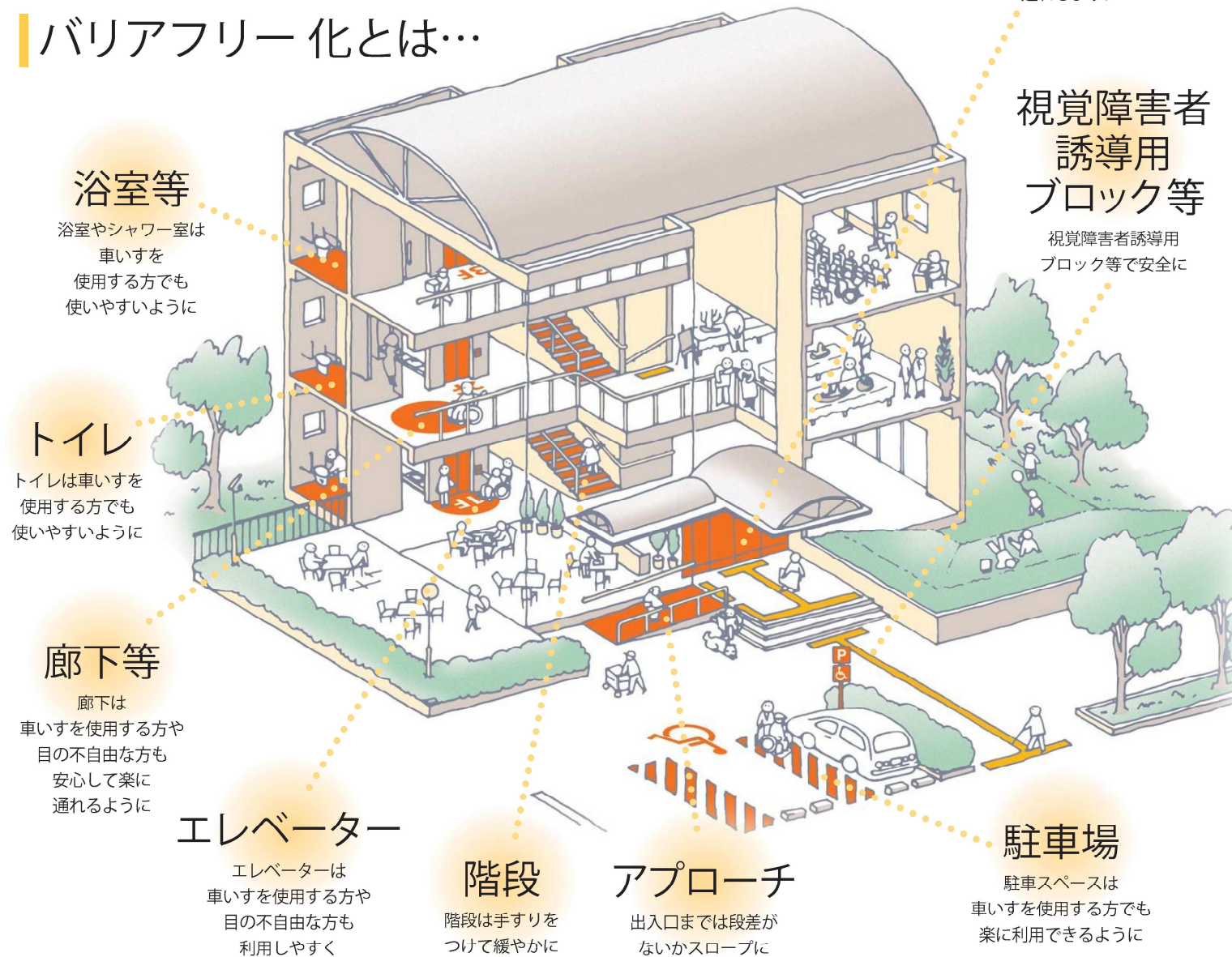


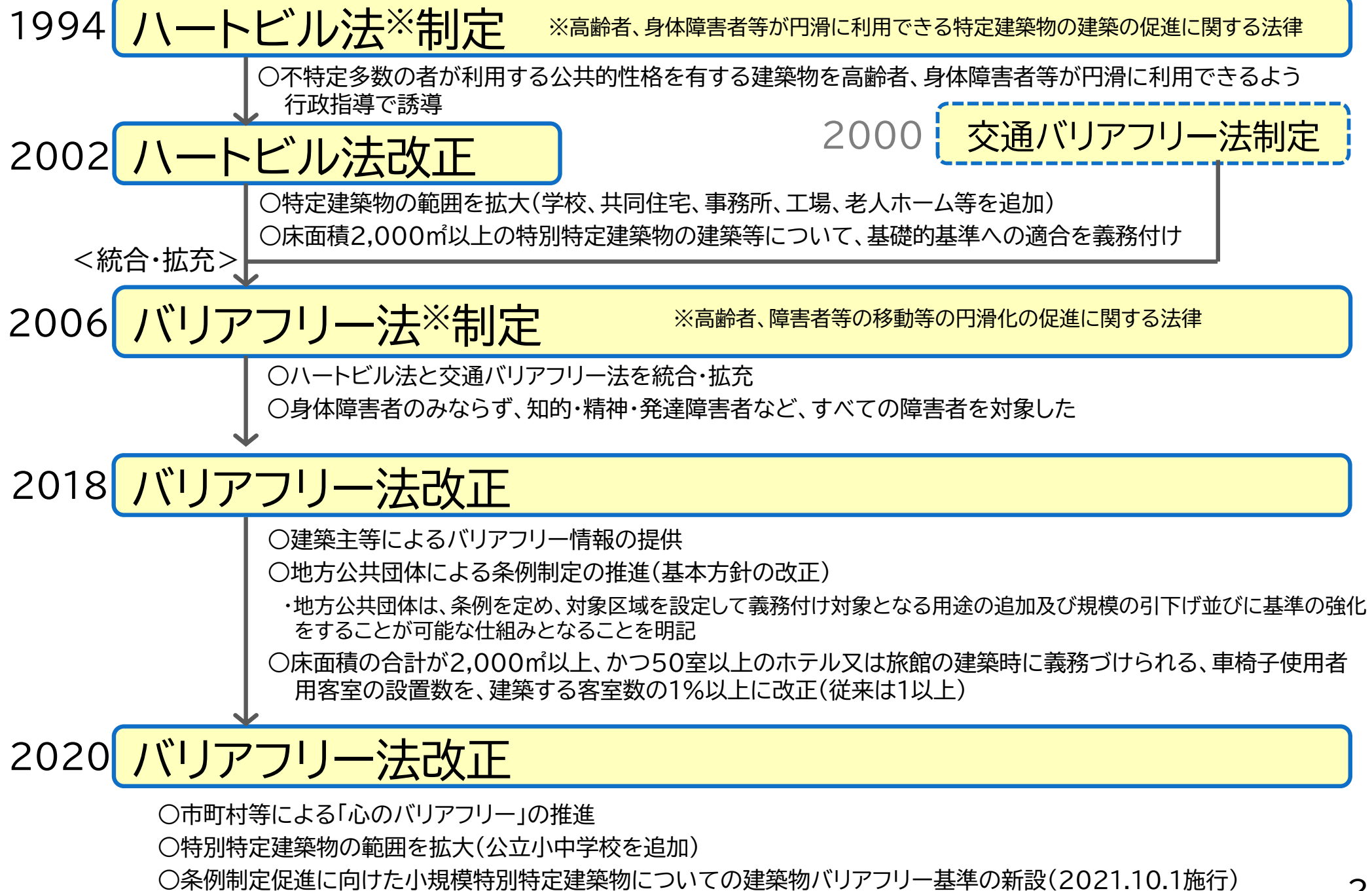
建築物の更なるバリアフリー化に向けて

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当） 付

劇場や銀行、ホテル、デパートなど、だれもが利用する建築物、
老人ホームや福祉ホームなど、お年寄りや障害をお持ちの方が主に利用する建築物、
事務所や学校、マンションなど、多くの方々が利用する建築物は、社会全体の財産です。
お年寄りや障害をお持ちの方も、子供や妊娠中の方も、
皆が利用しやすい建築物にしていましょう。

バリアフリー化とは…





特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」
「共同住宅」「工場」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**

※条例により、面積要件の引下げが可能

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第24条】 【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**必要な**建築物特定施設※2の構造及び配置に関する基準

(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車椅子使用者用のトイレがひとつはある など

※2:出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場等を指す。

※条例により、必要な事項の付加可。また、500㎡未満の建築物に対する建築物移動等円滑化基準の一部を規模等に応じて設定可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】 【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設※3の構造及び配置に関する基準。(※3:義務づけの対象ではない)

(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが必要な階にある など

計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

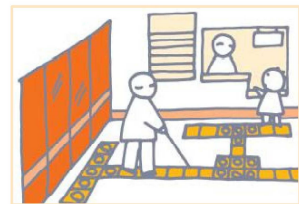
特定建築物 (新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への 適合努力義務)	特別特定建築物 (2,000㎡以上 (公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への 適合義務)
1.学校	1. 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの又は特別支援学校
2.病院又は診療所	2.病院又は診療所
3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4.集会場又は公会堂	4.集会場又は公会堂
5.展示場	5.展示場
6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7.ホテル又は旅館	7.ホテル又は旅館
8.事務所	8.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9.共同住宅、寄宿舍又は下宿	
10.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
11.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11.体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。) 若しくは ボーリング場又は遊技場
13.博物館、美術館又は図書館	12.博物館、美術館又は図書館
14.公衆浴場	13.公衆浴場
15.飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14.飲食店
16.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17.自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18.工場	
19.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20. 自動車の停留又は駐車のための施設	17. 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
21.公衆便所	18.公衆便所
22.公共用歩廊	19.公共用歩廊

バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準(義務基準)、 建築物移動等円滑化誘導基準(誘導基準)の概要

1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅 (1以上)
80cm 以上 120cm 以上
- 居室などの出入口
80cm 以上 90cm 以上



2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

- 廊下幅
120cm 以上 180cm 以上



3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踏み場を設けることも必要です。

- 手すりの設置
片側 両側
- スロープ幅
120cm 以上 150cm 以上
- スロープ勾配
1/12 以下 1/12 以下
(屋外は 1/15 以下)



7 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

- 通路の幅
120cm 以上 180cm 以上



8 駐車場

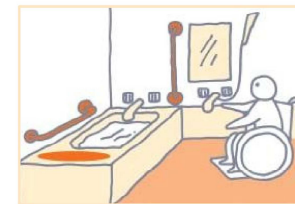
駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数
1つ以上 原則 2% 以上
- 車いす使用者用駐車施設の幅
350cm 以上 350cm 以上



9 浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。
(建築物移動等円滑化誘導基準)



4 エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様としてください。

- 出入口の幅
80cm 以上 90cm 以上
- かごの奥行
135cm 以上 135cm 以上
- かごの幅 (一定の建物の場合)
140cm 以上 160cm 以上
- 乗降ロビー
150cm 角以上 180cm 角以上



5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便所を設けてください。

- 車いす使用者用便所の数
建物に1つ以上 各階ごとに原則 2% 以上
- オストメイト対応便所の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上



6 ホテルや旅館の客室

ホテルや旅館の客室内の便所や浴室等は車いすを使用する方も使えるようにすることが必要です。

- 車いす使用者用客室の数
1% 以上 原則 2% 以上



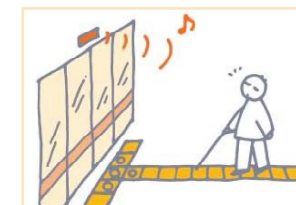
10 「案内表示」について

バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。



11 案内設備に至る経路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。



12 増築等の場合

増築等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、増築等の範囲にかかわらず多数の者が利用する便所、駐車場などを設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようにする必要があります。

13 修繕等の場合

修繕等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、修繕等の範囲にかかわらず多数の者が利用する便所、駐車場、浴室等を設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようにする必要があります。
(建築物移動等円滑化誘導基準)

背景

- 東京オリンピック・パラリンピック大会を契機にバリアフリー化が進展
- 客席については、当事者参画のもと策定した「建築設計標準(客席追補版)」(H27公表)の周知を通じ、バリアフリー化が一定程度進んでいるものの、バリアフリー法上の対象施設(建築物特定施設)に非該当
- 更なるバリアフリー化の推進に向けて、バリアフリー法の対象施設への位置づけが必要

公布:令和4年3月31日
施行:令和4年10月1日

措置の概要

①「劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂※の客席」を建築物特定施設に追加

※観劇、観覧等の用途に供する建築物を対象化

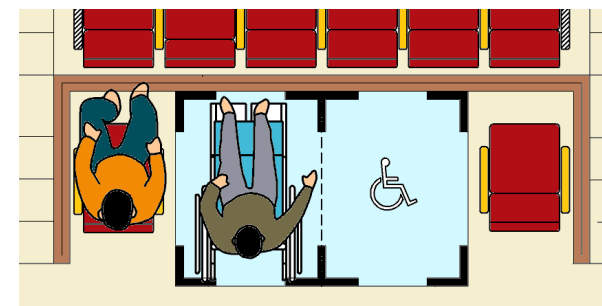
- ➡ 地方公共団体が、地域の実情等を踏まえて、条例で客席のバリアフリー化を義務付けることが可能に

②「客席」に対する移動等円滑化誘導基準を設定※

※具体的な水準については、「建築設計標準」、「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」等を勘案し、設定

- ➡ 容積率の特例措置※等を通じて、バリアフリー化を推進

※バリアフリー化に伴う増加分を容積率計算上控除



車椅子使用者用客席のイメージ

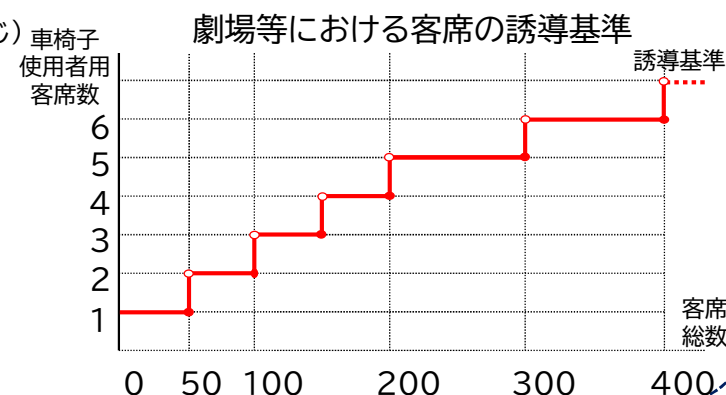
移動等円滑化誘導基準

車椅子使用者用客席の割合 ※客席総数に応じて段階的に設定(2,000以下は、客室の基準と同じ)

- ・ 客席総数の2%以上(総客席数~200)
- ・ 客席総数の1%+2以上(総客席数201~2,000)
- ・ 客席総数の0.75%+7以上(総客席数2,000~)

車椅子使用者用客席の要件

- ・ 幅90cm × 奥行120cm以上で区画された、平らな床
- ・ 同伴者用のスペース(客席等)を隣接して設置
- ・ 客席総数200超の場合には、2か所以上に分散して配置
- ・ 舞台等を容易に視認できる構造(サイトラインの確保)



バリアフリー法第14条第3項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国の定めた措置のみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、対象区域を設定して、以下の措置を講じることが可能。

- 義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途を追加すること
- 義務付け対象規模を、政令の規模(原則2,000㎡)未満に設定すること
- 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること
- なお、条例で500㎡未満の規模の建築物を義務付け対象とする場合に、その規模に見合った「移動等円滑化基準」を柔軟に設定が可能
 - ・ 高齢者、障害者等が利用する居室までの経路の一以上は、バリアフリー化(段差の解消、出入口の幅・通路幅の確保等)
 - ※ 幅の例：通路の幅員90cm(中大規模の場合は120cm)
 - ・ 車椅子使用者便所や車椅子使用者駐車場の基準は、地域の実情に応じて、地方公共団体が条例で定めることが可能

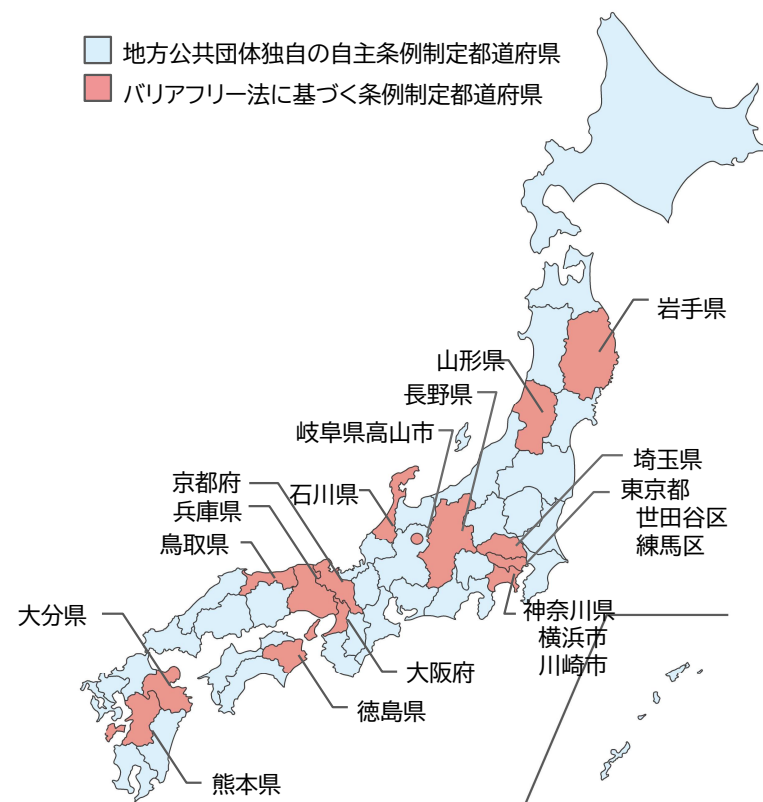
現在、バリアフリー法 第14条第3項に基づく条例を制定している地方公共団体は計20団体
(2022.10.1時点)

○都道府県(14)

岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県

○市区町村(6)

東京都世田谷区、東京都練馬区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、岐阜県高山市、京都府京都市



<建築設計標準とは>

全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、**設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、ハード面やソフト面で必要とされる標準的な整備等を実際の設計でどのように企画・計画し、具現化していくかを示す適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたもの。**



<建築設計標準の掲載内容>

- ①高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた**設計の基本思想**
- ②設計を進める上での**実務上の主要なポイント**
- ③**建築物移動等円滑化基準を実際の設計で具体的に実現するために参考とすべき内容**を含めた建築物の**バリアフリーの標準的な内容や望ましい整備内容等**
- ④高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて**設計時に考慮することが望ましい留意点**

- 通路や駐車場、エレベーターなど建築物の個別施設ごとに、法令に基づく基準や設計時の考え方・ポイント、標準的な整備内容や実現方法などを中心に、管理運営上の配慮事項等を含めて掲載。
- 行政や民間事業者において、施設の計画、設計段階や管理運営時に広く活用されている。

便所・洗面所の設計標準(抜粋)

□法令に基づく基準

□設計の考え方

（社会的にニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的考え方）

□設計のポイント

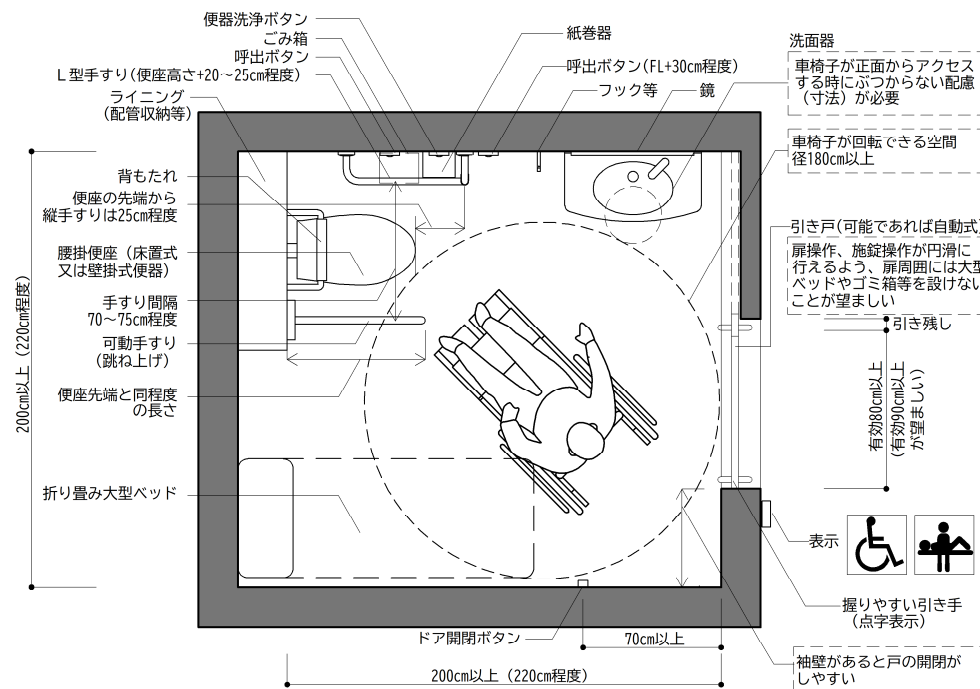
(設計を進める上での実務上の主要ポイント)

□設計標準

(整備内容及びその標準的な実現方法)

- 1) 便所・洗面所の設計標準(共通事項)
- 2) 個別機能を備えた便房の設計標準
- 3) 簡易型機能を備えた便房の設計標準
- 4) その他の一般便房の設計標準
- 5) 改善・改修のポイント

【車椅子使用者用便房の例】

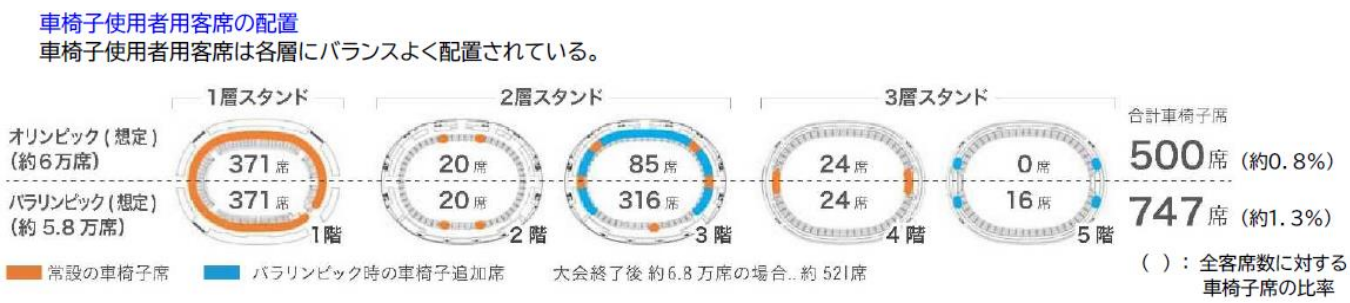


【写真】

直径180cm以上の円が
内接できるスペースを有
する便房(大型ベッド付)

■ 国立競技場

- 設計・施工段階で、障害者等の関連団体の意見を取り入れ、細やかな配慮を行った整備事業
- パラリンピック開催時には全客席数に対して約1.3%の車椅子使用者用客席を確保



■ 広島市民球場

- 車椅子使用者用観覧席、エレベーター・便所・売店等をコンコースに沿って配置
- 多様な観覧席の計画やサービスの提供により、車椅子使用者を始め、誰もがスポーツ観戦を楽しめる場を提供



■ いしかわ総合スポーツセンター

- 設計・施工段階で、障がい者スポーツ団体や利用者の意見を取り入れ
- モックアップによる動作検証で、数種類の便所、更衣・シャワー室を計画



建築物のバリアフリー化に向けた更なる取組

- バリアフリー法に基づく建築物のバリアフリーの促進、バリアフリー基準や考え方をとりまとめた「建築設計標準」の普及、交付金等による地方自治体等への取組の促進を実施する。
- 学識経験者・障害者団体等で構成する『建築設計標準フォローアップ会議』において、バリアフリー化の課題や先進事例等について意見交換を行うとともに、会議での意見や多様な事例を踏まえて建築設計標準の充実化等を図る。

国土交通省の取組の基本的な考え方

<バリアフリー基準(義務基準、誘導基準)の設定>

- 最低限遵守すべき**義務基準**と、全体水準の底上げを図る**誘導基準**を定めて、バリアフリー化を図る。

[直近の取組]

- ・ ホテル、旅館の客室に関する基準の見直し(H30年度)
- ・ 劇場等の客席に関する誘導基準の新設(R3年度)

<建築設計標準の策定・普及>

- 施設計画に応じて求められるバリアフリー基準や考え方について、建築設計標準にとりまとめ、**普及を図る**。

[直近の取組]

- ・ 劇場、観覧場等の客席・観覧席に関する追補版(H27年度)
- ・ ホテル、旅館に関する追補版(H30年度)
- ・ 小規模店舗、重度障害対応に関する記載の充実(R2年度)

<地域の実情を踏まえたバリアフリー化の促進>

- 地域の実情や施設の利用計画に応じた柔軟なバリアフリー化が進むよう、**地方自治体や民間事業者の取組を後押しする**。

[直近の取組]

- ・ バリアフリー条例の制定促進(条例事例集の作成)(R4年度)
- ・ 既存建築物の改修に対する交付金制度の創設(R4年度)

建築設計標準フォローアップ会議(R3～)

- 関係者間での**課題共有、意見交換**
- 建築設計標準等の**普及促進**

学識経験者

取組への助言
新たな知見 等

国・地方公共団体

施策の推進
取組事例の共有 等

当事者団体

課題やニーズ、事例の共有
地方組織への普及 等

事業者・業界団体

取組事例の共有
業界内への普及促進 等

意見交換

【取組の方向性】

「優良事例や配慮が足りない事例」や「計画段階での当事者参画の進め方」など、**建築設計標準の更なる充実化を検討**

当事者ニーズや整備実態等の社会情勢の変化を踏まえ、**法令基準の見直しを検討**

条例制定の促進、交付金制度の活用促進など、**地域の実情等に応じたバリアフリー化を促進する取組の検討**

趣旨

- バリアフリー基準のうち、**建築物内に設ける「車椅子使用者用便房・駐車施設の設置数」「車椅子使用者用客席」**については、建築設計標準の普及等を通じて規模に応じた複数整備が進展しているものの、高齢者、障害者等の外出機会の増大等に伴い、バリアフリー化を着実に進めるための環境整備が求められているところ。
- このため、「建築設計標準フォローアップ会議」に、当事者団体、施設管理者関係団体等を交えた「**建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG**」を設置し、「車椅子使用者用便房・駐車施設」や「車椅子使用者用客席」といった**設置数に関する基準**について、**整備状況等の現状分析を実施**するとともに、**基準見直しの方向性について検討**する。

検討WGメンバー

学識経験者、当事者団体(車椅子使用者関係)、施設管理者関係団体、設計者団体、審査者団体、関係省庁(オブザーバー)

検討スケジュール

時期	実施計画	
2022(令和4)年8月～	トイレ・駐車場・客席の実態把握のための調査	・調査期間内に確認済証が交付された建築物の実態調査 ・近年に竣工したスポーツ施設の実態調査
2023(令和5)年6月23日	第1回検討WG	・実態調査結果、課題の共有
2023(令和5)年8月31日	第2回検討WG	・関係団体の意見の取りまとめ ・バリアフリー基準の素案の提示
2023(令和5)年9月28日	第5回建築設計標準フォローアップ会議で報告	
2023(令和5)年12月8日	第3回検討WG	・バリアフリー基準の案の提示
2024(令和6)年2月16日	第6回建築設計標準フォローアップ会議で報告	
2024(令和6)年春頃	第4回検討WG	・バリアフリー基準の見直し方向のとりまとめ

第3回検討WG資料から抜粋

	義務基準		誘導基準	
	現行	見直し案	現行	見直し案
車椅子使用者用便房	建築物に1以上 ※男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上	延べ床面積10,000㎡以下の場合、「便所のある階の数」と「 $\text{延べ床面積} \div 1,000\text{㎡}^{\ast}$ 」の小さい方の数 延べ床面積10,000㎡を超える場合、上記により算定した数に1を追加した数 ※第2回WGでは2,000㎡と提示	便所のある階に1以上 階の便房数200以下：2%以上 階の便房数200超：1%+2%以上	便所のある箇所に1以上
車椅子使用者用駐車施設	建築物に1台以上	総数50以下：2%（1台）以上 総数51～200：2%以上 総数200超：1%+2%以上	総数200以下：2%以上 総数200超：1%+2%以上	総数200以下：2%以上 総数200超：2%以上
車椅子使用者用客席	基準なし	総数400以下：2%以上 総数400超：0.5%以上	総数200以下：2%以上 総数201～2,000：1%+2%以上 総数2,000超：0.75%+7%以上	総数100以下：2%以上 総数101～200：2%以上 総数201～2,000：1%+2%以上 総数2,000超：0.75%+7%以上

 : 現行基準と比べて強化された箇所

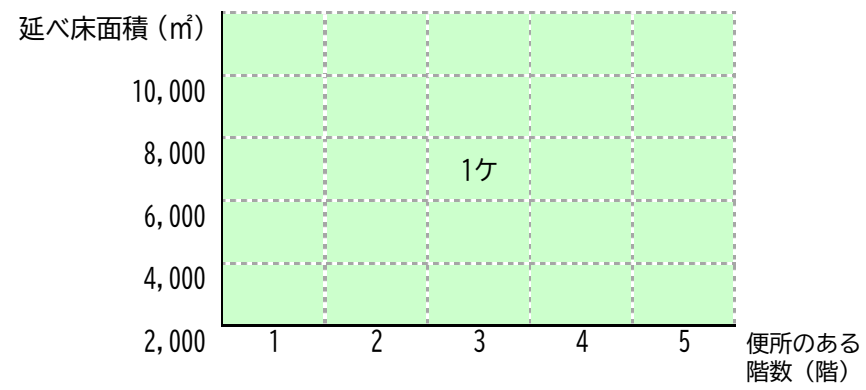
車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し案での設置イメージ

第3回検討WG資料から抜粋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第14条の政令改正により、**延べ床面積2,000㎡以上の建築物**に義務付けられる車椅子使用者用便房の設置数について、**便所のある階の数と延べ床面積**で定めるよう見直しを行う。

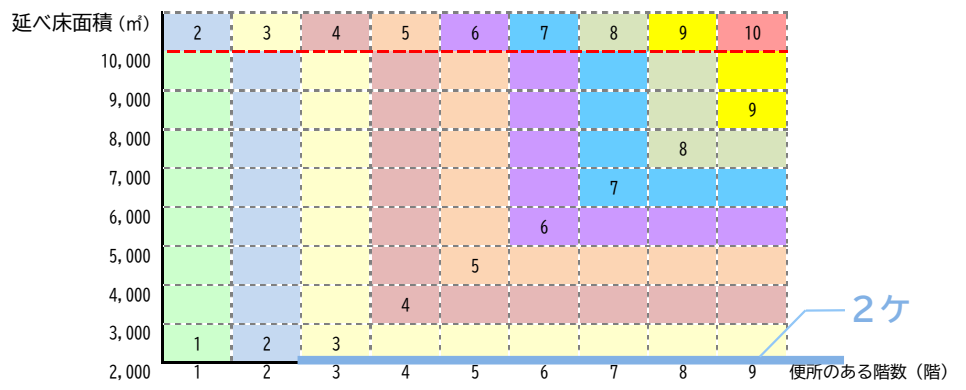
義務基準【現行】

便所がある場合、**1以上**の車椅子使用者用便房を設ける。



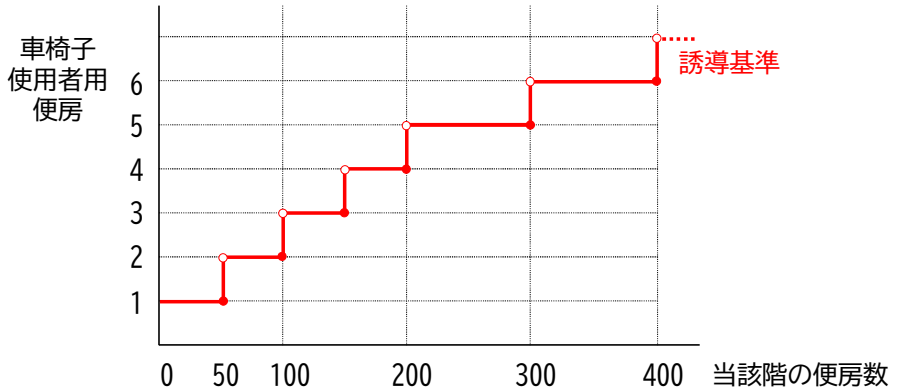
義務基準【見直し案】

- ・「便所のある階の数」と「延べ床面積÷1,000㎡」の小さい方の数
- ・延べ床面積が10,000㎡を超える場合、上記により算定した数に**1を追加した数**の車椅子使用者用便房を設ける。



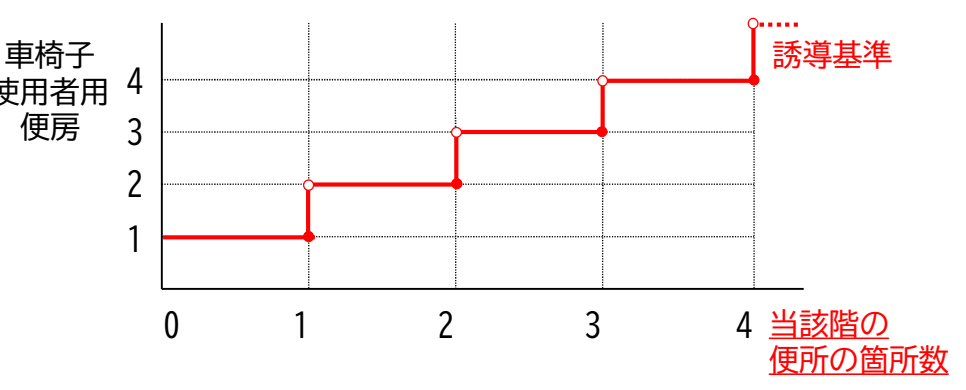
誘導基準【現行】

- ・便所のある階ごとに車椅子使用者用便房を設ける。
- ・当該階の便房総数が**200以下**の場合は、**便房総数の2%以上**
- ・当該階の便房総数が**200超**の場合は、**便房総数の1%+2以上**の車椅子使用者用便房を設ける。



誘導基準【見直し案】

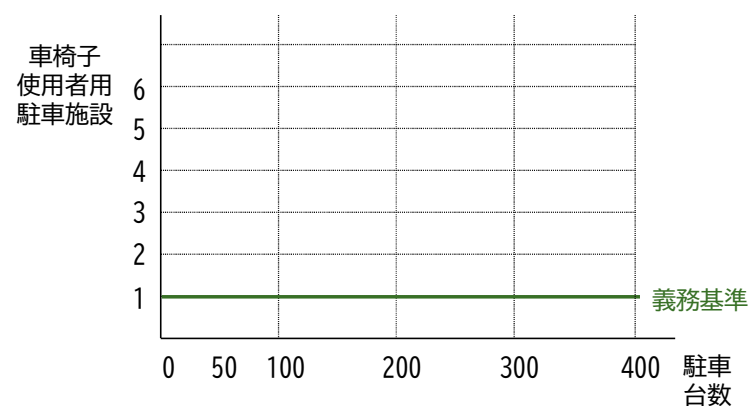
便所がある場合、**便所の個所に1以上**の車椅子使用者用便房を設ける。



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第17条の政令改正により、**延べ床面積2,000㎡以上の建築物**に義務付けられる車椅子使用者用駐車施設の設置数について、**駐車台数に対する割合**で定めるよう見直しを行う。

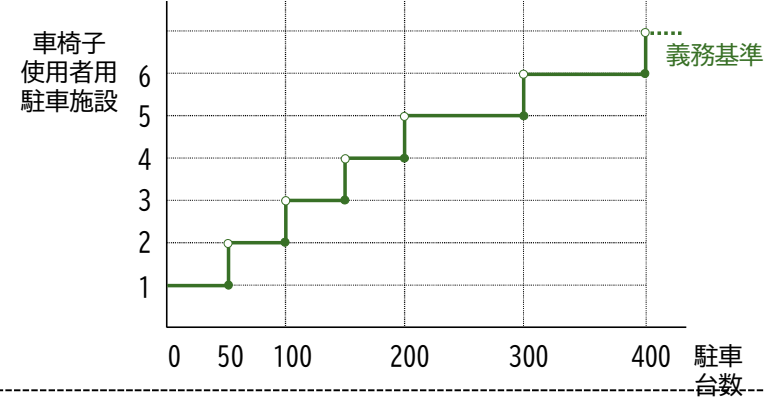
義務基準【現行】

駐車場がある場合、**1以上**の車椅子使用者用便房を設ける。



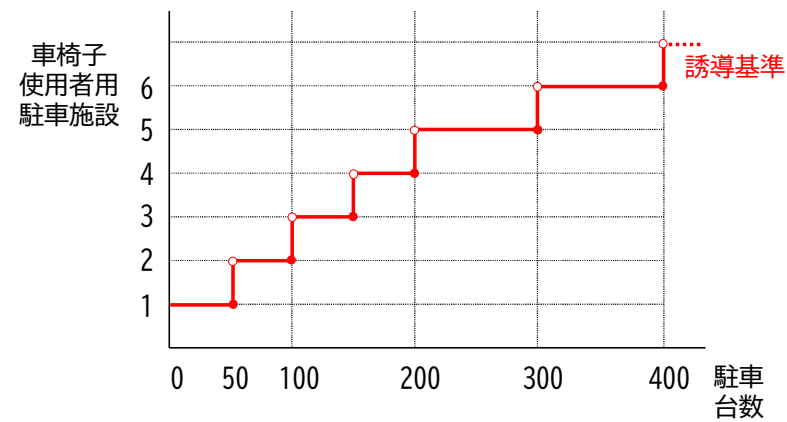
義務基準【見直し案】

- ・ 駐車台数（総数）が**200以下の場合、総数の2%以上**
- ・ 駐車台数（総数）が**200超の場合、総数の1%+2以上**の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



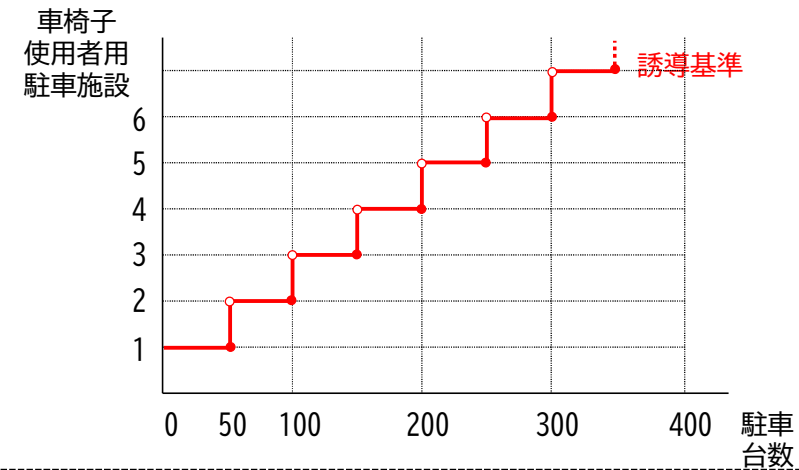
誘導基準【現行】

- ・ 駐車台数が**200以下の場合、駐車台数（総数）の2%以上**
- ・ 駐車台数が**200超の場合、駐車台数（総数）の1%+2以上**の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



誘導基準【見直し案】

駐車場がある場合、**駐車台数（総数）の2%以上**の車椅子使用者用駐車施設を設ける。

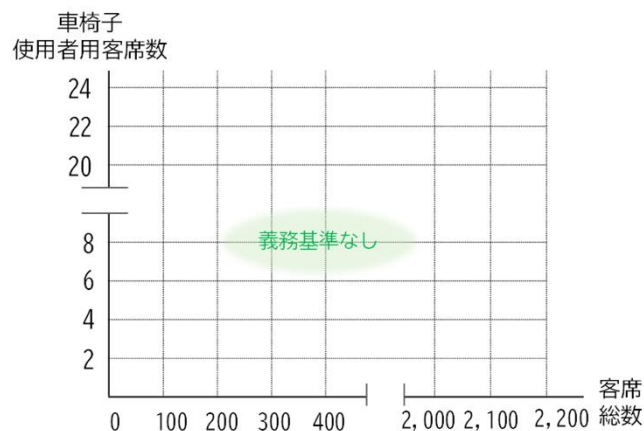


車椅子使用者用客席の設置数に係る基準の見直し案での設置イメージ

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正（条文新設）により、延べ床面積2,000㎡以上の建築物に義務付けられる車椅子使用者用客席の設置数について、客席の総数に対する割合で定めるよう見直しを行う。

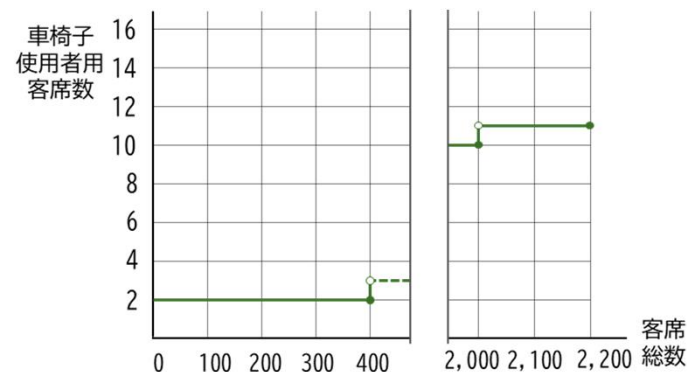
義務基準【現行】

- ・ 基準なし



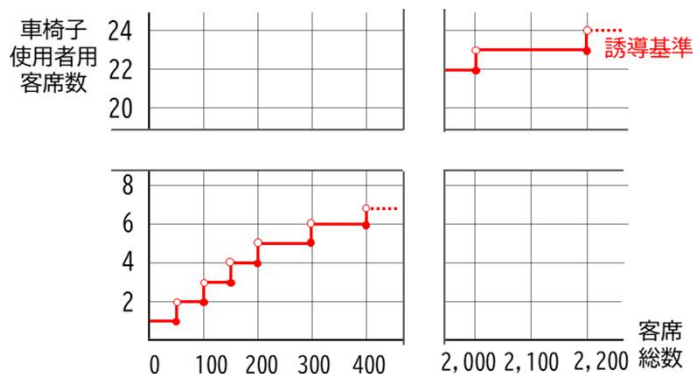
義務基準【見直し案】

- ・ 客席数（総数）が400以下の場合、2以上
- ・ 客席数（総数）が400超の場合、総数の0.5%以上の車椅子使用者用客席を設ける。



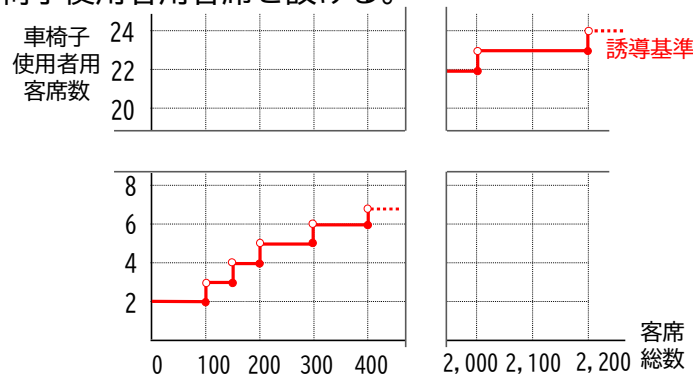
誘導基準【現行】

- ・ 客席数（総数）が200以下の場合、総数の2%以上
- ・ 客席数（総数）が201～2,000の場合、総数の1%+2以上
- ・ 客席数（総数）が2,000超の場合は、総数の0.75%+7以上の車椅子使用者用客席を設ける。



誘導基準【見直し案】

- ・ 客席数（総数）が100以下の場合、2以上
- ・ 客席数（総数）が100～200の場合、2%以上
- ・ 客席数（総数）が201～2,000の場合、総数の1%+2以上
- ・ 客席数（総数）が2,000超の場合、総数の0.75%+7以上の車椅子使用者用客席を設ける。



誰もが気軽に楽しめるスポーツの場づくりに向けて・・・

建築設計標準を広く活用して頂き、全ての人のために使いやすい
建築物を目指し、誰もが快適に暮らせる社会環境を整備していき
ましょう。